

令和3年度 特定健診推進事業実施要領

〔パート従業員等（被扶養者）の定期健診時の受診券利用促進事業〕

1. 概要

全国健康保険協会（以下「協会」という。）加入者の健康の保持、増進を目的に、特定健診委託健診機関において、健診機関担当者から、事業所健診担当者へ働きかけ、パート従業員等（被扶養者）の労働安全衛生法の定期健康診断等（以下「定期健診」という。）実施時の受診券利用を促進し、受診者拡大を図る。

2. 実施内容

（1）実施期間

令和3年8月1日～令和4年2月28日

（2）対象者

パート従業員等の事業所に勤務する40歳以上の協会加入の被扶養者

（3）実施機関

特定健診実施機関（以下「健診機関」という。）で、特定健診の推進事業について、実施を希望し、要領に基づき実施が可能と判断した健診機関とする。

実施機関の決定にあたっては、以下①及び②のとおりとする。

①募集について

健診機関において、実施要領等を送付し、実施を希望する申出書を提出した機関で、要領に基づき実施が可能と判断した健診機関とする。

なお、募集にあたり、同事業についてホームページ等で公募する。

②契約の合意について

①の申出書を提出した機関は、実施期間、実施目標、実施方法等について「取組確認書」を作成し提出する。

協会はその内容を確認し、健診機関と協会がその内容で合意した場合に、「契約書」を締結し実施する。

（4）内容

①受託した健診機関担当者は、定期健診を実施する事業所担当者に対し、協会が作成する「パート従業員等（被扶養者）の定期健診時の受診券利用の促進」チラシ等により、定期健診時に受診券を持参してもらうよう働きかけを行う。

②事業所担当者は、健診実施にあたり、協会けんぽの被扶養者である従業員に対し、保険証及び受診券を持参するようお願いする。

③持参した受診券を利用し定期健診を実施する。

④受診券を利用した健診を行った実績に基づき費用を支払う。

(5) 事業内容の詳細

(パート従業員等の定期健診時の受診券利用を促進する)

- ①協会けんぽで作成したチラシ等により、健診機関担当者から、事業所担当者へ説明。
- ②事業所担当者は、協会けんぽの被扶養者である従業員に対し、保険証及び受診券を持参するようお願いする。
- ③事業所担当者は、受診券を利用する従業員名簿（受診券利用者名簿）【様式①】を作成し、事業所担当者印を押印のうえ健診機関担当者へ提出する。
- ④健診機関担当者は、健診受診時に、受診券を利用する従業員名簿（受診券利用者名簿）【様式①】と受診券を受領する。
- ⑤健診機関担当者は、受診券を利用する従業員名簿（受診券利用者名簿）【様式①】と、「保険証」及び「受診券」を確認のうえ定期健診を実施する。
- ⑥健診機関は、提出してもらった受診券のコピーを取り、パート従業員等(被扶養者)の定期健診時の受診券利用促進事業確認票（取得受診券数報告書）【様式②】とともに、請求書に添付し協会へ請求する。
- ⑦協会は、受診券を利用した健診を行った実績に基づき費用を支払う。

(6) 推進方法

- ・協会より受診券利用促進チラシを各健診機関へ配布
- ・特定健診パンフレット、受診券利用促進チラシ等を活用し、事業所担当者へ説明
- ・事業所担当者は、従業員の中で、協会けんぽの被扶養者（40歳以上）に対し、働きかけ受診券利用を推進

3. 健診事業への効果

(1) 受診率の向上及び事業所への制度の周知

- ・受診券を利用することで、被扶養者の受診率の向上
- ・被扶養者へ特定健診の制度の周知
- ・事業所へ制度の周知
- ・事業者健診結果（定期健康診断結果）の提供にかかる、新スキームへのすみやかな移行の促進

(2) その他

- ・PHRにおけるマイナポータルの活用の推進
- ・LINEともだち登録推進

4. 委託業務の留意事項

(1) 健診機関担当者から、事業所担当者へ、協会けんぽの被扶養者に対し、健診費の補助（7,150円）を行っていることなど、制度の周知も含めて、受診勧奨を行うこと。

- (2) 受診券を提出した加入者（被扶養者）については、協会けんぽの特定健診を実施し、定期健康診断の費用と重複して徴取しないよう注意すること。
（会社への請求から、特定健診分の費用（7,150円）を差し引くこと）
- (3) 従業員である加入者（被扶養者）が、別の健診機関（会場）で特定健診の受診希望する場合は、補助は年度内1回限りのため、受診券を提出しないよう周知すること。
- (4) 事業者健診の取得について、令和2年12月23日の厚生労働省労働基準局長および保険局長通知（基発1223第5号 保発1223第1号）に基づき、事業所への説明を行う等、速やかな移行に向けての協力を依頼すること。
- (5) 特定健診を受診することで、今後整備されるマイナポータルにて、経年的な健診結果が閲覧できること、特定保健指導対象者は保健指導が一部無料で受けられる等、特定健診受診のメリットを説明すること。
- (6) 受診券を利用した場合の健診結果は、本人通知となるため、事業所への結果提出については、本人より提出を受けるか、事前同意が必要となることに注意すること。
- (7) 本事業については、被扶養者の受診者拡大を図ることを目的に実施することから、事業所担当者への制度の周知等の説明を含み、使用していない受診券を定期健診時に利用した場合に限って支払いの対象とするものであり、個別に受診する特定健診は対象としない。

5. その他

- (1) 本事業の推進による受診券利用の有無については、報告書内容と健診結果を突合して確認する。
- (2) 推進結果について報告書を作成して提出すること。
- (3) 虚偽や誤りの報告があった場合は費用を支払わない。
- (4) 健診機関担当者は、事業所担当者へ説明を行う際に、協会けんぽ静岡支部の「LINE友だち登録お願いチラシ」の配布に協力すること。
- (5) 本事業については予算範囲で実施するものであり、予算を超えた場合には支払いできない場合がある。
- (6) 目標値を設定し、目標値を上回った場合に、特定健診の推進経費（インセンティブ）の支払を可能とする。ただし、支払いについては上限を設定する。
- (7) 健診担当者は、問診票（令和2年12月23日付け厚生労働省労働基準局長及び保険局長通知に基づく問診票を参考）等を利用し、記号番号の把握を行う。

<事業所担当者様用>

【 様式 ① 】

パート従業員等(被扶養者)の定期健診時の受診券利用者
(受診券利用者名簿)

提出日 : 年 月 日

健診機関名 :

	事業所記号	番号	受診券利用者 (氏名)	健診日	保険証 確認日
1				令和 年 月 日	/
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※事業所記号・番号および保険証確認日については、省略可。

事業所所在地

事業所名称

事業所担当者名

印

